八戸市農業委員会 10 月総会議事録

日時：令和８年 10 月９日（金）午後２時 30 分

場所：八戸市庁別館２階　会議室Ｃ

出席委員

農業委員 19 名中 16 名

１番　坂下　国男　出	２番　外舘　政博　出	３番　木村　武美　欠	４番　山道　佳奈子　出
５番　松橋　剛志　欠	６番　籠田　悦子　出	７番　加藤　浩幸　出	８番　澤向　敏一　出
９番　森　光男　出	10番　三浦　豊　出	11番　上野　弘美　出	12番　谷地　秀典　出
13番　明戸　政勝　出	14番　在家　寛人　欠	15番　阿達　福壽　出	16番　内沢　豊　出
17番　寺沢　和則　出	18番　赤坂　英夫　出	19番　馬場　豊　出	

農地利用最適化推進委員 22 名中 18 名

１番　木村　弁一　欠	２番　鈴木　朋弥　欠	３番　木村　愛佳　出	４番　坂本　久直　出
５番　上村　隆雄　出	６番　上野　輝彦　出	７番　山下　寿史　出	８番　永田　章彦　出
９番　三浦　勝浩　出	10番　山田　貴光　出	11番　齋藤　正人　出	12番　下舘　敏　出
13番　梅津　孝敏　欠	14番　橘　由正　出	15番　磯嶋　榮助　出	16番　岩崎　聖山　出
17番　谷川　幸雄　欠	18番　西　国彦　出	19番　松石　香織　出	20番　上明戸　桂　出
21番　村上　正人　出	22番　森　庄次郎　出		

職務のため出席した職員

事務局長　久保　昌広、事務局次長（農地ＧＬ）中里　紀文、農業経営支援ＧＬ　平脇　千秋、
主幹　小井川　健、主査　矢田　一輝、主査　橘　陽平、主事　和山　翔紀、主事　大橋　康平

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
久保事務局長	事務局の久保から御報告いたします。 本日は、木村武美委員、松橋委員、在家委員、木村弁一推進委員、梅津推進委員、谷川推進委員、鈴木推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。
久保事務局長	それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。 唱和は全員御起立の上、寺沢　和則　委員の御発声に続いてお願いいたします。 【憲章唱和】
久保事務局長	ありがとうございました。 それでは、会長、よろしくお願いいたします。
会長	本日はお天気も良く、農作業をしたいなあと思う方も多い中でのお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。稲刈りも大規模農家さんを除いては概ね終了されたのではないかなと思っております。刈りはじめの頃は雨が続いて大変な人もいたと思いますが、その後は晴天に恵まれ作業も順調に進んだことと思います。ただ、米価は生産費を大きく下回っての取引になっているようで、農家の大きな痛手となり、農業を継続する上で安定収入というのは絶対的なものでありますので、政府には現状を理解していただき生産者に寄り添った政策を進めていただくようにお願いしたいなと思っております。また、明日からは青森県で第 80 回国民スポーツ大会が開会されます。天皇皇后両陛下をはじめ、多くの皇族の方々をお迎えいたします。八戸には 12 日に愛子様がお見えになるという

	ことで、是川縄文館で合掌土偶などを御鑑賞されるとのことですので、お天気も良さそうですのでお天気にも恵まれた良いお迎えができるのではないかなと思っております。青の煌めきあおもり国スポ、大いに盛り上げていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは本日の議事につきましても慎重に御審議くださいますようによろしくお願いいたします。 ただいまから議事に入ります。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。本日の議事につきましては、御手元にお配りしております次第により進めます。なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。
日程第１	日程第１、議事録署名者の指名を行います。
会長	お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。
	（なしの声あり）
会長	御異議なしと認めます。 それでは本職から指名いたします。 議事録署名者に、 ８番　澤向敏一委員、９番　森光男委員の両氏を指名いたします。
日程第２	次に、日程第２、議案第 40 号、農地法第３条第１項の規定に基づく許可についてを議題といたします。
会長	それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。
三浦推進委員	三浦から報告いたします。去る９月 29 日外舘農業委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 64 番を調査してまいりました。資料の１ページをお開き願います。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

３条 64 番	調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、そばです。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去３年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は１km、耕作道について、567 ㎡の畑のみ無いが、隣接する土地の所有者より通行承諾を得ております。受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化について、567 ㎡の畑のみあり、休耕地・山林地なしです。 農業経験は 56 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男２人、女１人で、うち農業専従者は男１人、女１人で、兼業者は男１人です。農機具保有状況について、草刈機を３台、トラクターを１台所有しております。調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。 以上で報告を終わります。
坂本推進委員	坂本から報告いたします。去る９月 29 日、外舘農業委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 65 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。
３条 65 番	調査には、両者とも本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、かぼちゃです。申請者の過去３年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は約 100m、耕作道あり、受人の耕作地あり、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男１人、女２人で、うち農業専従者は男１人、兼業者は女２人です。農機具保有状況について、軽トラックおよび管理機を各２台、トラクターを１台所有しております。 調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

三浦推進委員

三浦から報告いたします。去る９月 29 日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 66 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

３条 66 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は新規就農のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、じゃがいも、スイカ、きゅうり、大根です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去３年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、通作距離は 10m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化なし、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は 10 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男１人、女１人で、うち農業専従者は女１人、兼業者は男１人です。農機具保有状況について、農機具は保有しておらず、全て手作業で行うとのことです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

坂本推進委員

坂本から報告いたします。去る９月 29 日、阿達農業委員と市庁本館地下会議室 B において、番号 67 番と 68 番を調査してまいりました。資料の２ページをお開き願います。いずれの案件も、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

３条 67 番、68 番

これらの案件は受人が同一のため、一括して報告いたします。調査には、いずれも本人が出席しました。両者の関係はいずれも知人です。態様別は、ずれも売買です。申請理由は、いずれも受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けは、いずれもありません。申請地における受人の作付計画は、いずれも水稲です。申請者の過去３年間における農地の取得・売却事例は、いずれも、受人が令和６年９月、令和７年 12 月、令和８年１月、２月、４月から７月に、

いずれも田を規模拡大のため取得しております。申請地周囲の状況ですが、いずれも通作距離は 10ｋｍ、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 30 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男１人、女１人で、うち兼業者は男１人、女１人です。農機具保有状況は、トラクター、コンバイン、田植機を各１台所有しております。

調査の結果、いずれの案件も許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長　ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

三浦委員。

三浦委員　64 番、65 番、67 番、68 番の申請理由について、言っていることと資料の記載が違うようですが確認してください。

会長　事務局からお願いします。

大橋主事　事務局の大橋からお答えいたします。資料に誤りがございましたので訂正をお願いいたします。資料１ページの番号 64 番と番号 65 番の譲渡人の申請理由につきましては、規模縮小と書かれておりますが正しくは離農のためとなります。資料２ページの番号 67 番と番号 68 番につきましても、譲渡人の申請理由が規模縮小となっておりますが、正しくは労力不足のためとなります。

会長　ということですので、皆様、訂正をお願いいたします。

その他にありませんか。

（なしの声あり）

会長	御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。 （なしの声あり） 御異議なしと認めます。 よって、本案は許可することに決しました。
日程第３ 会長	次に、日程第３、議案第 41 号、令和８年度第７号八戸市農用地利用集積等促進計画案に係る意見についてを議題といたします。 それでは、農業政策課から説明をお願いいたします。
小井川主幹	農業政策課の小井川から御説明します。資料３ページを御覧ください。 今回の利用権設定件数は賃貸借１件、使用貸借 21 件の計 22 件、借り手及び貸し手の人数は、借り手 6 名、貸し手 22 名、利用権設定面積は 66,500 ㎡です。 公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものです。借り手及び貸し手の住所氏名、利用権を設定する土地の表示等は資料記載のとおりです。
促進計画１番～17 番	番号１番から資料５ページの番号 17 番までは同一の借り手が水稲を作付けするために、20 年間使用貸借するものです。
促進計画 18 番	番号 18 番は水稲を作付けするために 10 年間使用貸借するものです。
促進計画 19 番	番号 19 番は水稲を作付けするために５年間賃貸借するもので、賃借料は 10a 当たり 10,000 円です。
促進計画 20 番	番号 20 番は水稲を作付けするために３年間使用貸借するものです。
促進計画 21 番	番号 21 番は水稲を作付けするために３年間使用貸借するものです。
促進計画 22 番	番号 22 番は水稲を作付けするために５年間使用貸借するものです。 市の公告年月日は令和８年 11 月 19 日を予定しています。以上、説明を終わります。

会長	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。 （なしの声あり） 御質疑等なしと認めます。 委員の皆様にお諮りいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。 （なしの声あり） 御異議なしと認めます。 よって、本案は承認することに決しましたので、促進計画案について「すべて適当」である旨、八戸市長に回答いたします。
日程第４ 会長	次に、日程第４、議案第 42 号、農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。 それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。
外舘委員	外舘から報告します。去る 9 月 29 日、阿達委員と市庁本館地下会議室Ｂにおいて、番号 10 番から番号 12 番までを調査してまいりました。資料の７ページをお開き願います。 いずれの案件も、借人及び貸人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。いずれの案件も、借人及び転用目的が同一で、近接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。
５条 10 番～12 番	調査には、番号 10 番、番号 12 番の貸人は本人が出席し、借人及び番号 11 番の貸人は代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも３年間の賃貸借です。転用目的は、八戸市発注の下水道整備工事のための工事用通路です。実施計画は、農地転用許可日から３年間の一時転用で、

工事終了後は農地に復元します。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、下長土地改良区からの意見については、農地法施行規則第三十条に基づく書面が提出されています。被害防除措置として、申請地を鉄板敷きします。立地条件は、八戸市立西園小学校から南西側約５００ｍに位置し、田、水路に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第３種農地です。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。いずれの案件も、事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

阿達委員

阿達から報告します。去る 9 月 29 日、外舘委員と市庁本館地下会議室Ｂにおいて、番号 13 番と番号 14 番を調査してまいりました。資料の８ページをお開き願います。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

５条 13 番

はじめに、番号 13 番について報告します。調査には、渡人および受人ともに代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅１棟建築です。実施計画は、令和８年 11 月１日から令和９年５月 31 日まで。資金調達計画は、借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが、事前相談済みです。埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。汚水、排水については、合併浄化槽で浄化後、浸透桝で処理します。立地条件は、青森県立八戸北高等学校から南東側約 200ｍに位置し、宅地、雑種地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第３種農地です。年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号 13 番の報告を終わります。

５条 14 番

続いて、番号 14 番について報告します。調査には、両者ともに代理人が出席しました。態様別は、売買です。転用目的は、貸系統用蓄電池設置です。これについて少し説明させてもらいます。転用目的としては初めてのケースと思います。太陽光発電設備の設置は合っておりますが、今回の系統用蓄電池は、系統用

蓄電所と称して蓄電池と充電設備をセットとした施設であります。最寄りの電線から直接に電気をやり取りして安く買って売るための設備で、電力の安定供給を実現する施設であるということであります。蓄電所に作られた電気をためておくことで必要なタイミングで供給することができる。作った電気を無駄なく活用できるというものでございます。事業関係者の関係ですが、今回の譲受人は蓄電池の保有会社でありまして、蓄電所の保有・管理をする、それから蓄電池等の電気設備を提供する、蓄電所の運用等もする事業者は蓄電池メーカーということで、両者は共同開発契約を締結しております。お互い運用と管理をサポートするということであります。このことは経済産業省でも補助制度があるようでございます。以上簡単ですが蓄電池の設置についてお話させてもらいました。続いて、実施計画は、農地転用許可日から令和９年３月 31 日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、八戸市立白銀中学校から東側約１ｋｍに位置し、原野、山林に囲まれ、県道に接続しています。

農地区分は第２種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、番号 14 番の報告を終わります。

会長　ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長　御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお諮りいたします。本案を許可することに御異議ございませんか。

（なしの声あり）

会長　御異議なしと認めます。

よって、本案は許可することに決しました。

日程第５　次に、日程第５、報告第 36 号、農地法第３条の３の規定による相続等届出に

会長　ついては、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

和山主事　事務局の和山から御報告いたします。この案件は、相続等届出の９月分でございます。資料の９ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料９ページの番号 113 番から資料 14 ページの番号 128 番までの計 16 件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、番号 113 番、115 番、119 番、120 番、123 番、126 番、127 番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長　ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長　御質疑等なしと認めます。

日程第６　次に、日程第６、報告第 37 号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地

日程第７ 日程第８ 会長	転用届出の撤回について、日程第７、報告第 38 号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出について及び日程第８、報告第 39 号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。
矢田主査	事務局の矢田から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の４条農地転用届出(とどけで)の撤回および４条、５条農地転用届出の９月分でございます。 はじめに、４条農地転用届出の撤回につきまして御報告いたします。 資料の 15 ページを御覧願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
４条２番	番号２番、転用目的は住宅１棟建築で、令和８年７月 15 日付けで受理通知書を交付しておりましたが、撤回理由は、地目変更が必要であると誤認し、法務局での手続きにおいて誤りがあることが判明したためでございます。 申請内容、書類ともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。 続きまして、４条届出について御報告いたします。資料の 17 ページをお開き願います。 申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
４条８番	番号８番、転用目的は住宅１棟建築でございます。 続きまして、５条届出について御報告いたします。資料の 19 ページをお開き願います。 譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
５条 59～61 番	番号 59 番、番号 60 番、番号 61 番、転用目的は、住宅１棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
５条 62 番	番号 62 番、転用目的は住宅１棟建築でございます。
５条 63 番	番号 63 番、転用目的は宅地分譲でございます。
５条 64 番	番号 64 番、転用目的は住宅１棟建築、駐車場および通路でございます。

次ページを御覧願います。

５条 65 番　番号 65 番、転用目的は建売住宅４棟建築でございます。

５条 66 番　番号 66 番、転用目的は住宅１棟建築でございます。

５条 67 番　番号 67 番、転用目的は通路でございます。

次ページを御覧願います。

５条 68 番　番号 68 番、転用目的は宅地分譲でございます。

５条 69 番、70 番　番号 69 番、番号 70 番、転用目的は住宅１棟建築でございます。

次ページを御覧願います。

５条 71 番　番号 71 番、転用目的は住宅１棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長　ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。

（なしの声あり）

会長　御質疑等なしと認めます。

日程第９
会長　次に、日程第９、報告第 40 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

和山主事　事務局の和山から、報告第 40 号、利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について御説明いたします。総会資料の別冊、利用状況調査関係資料、遊休農地一覧表を御覧ください。

この案件は、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、農地法第 30 条第１項の規定に基づいて実施することとされており、再生利用が困難な農地と判断した土地について、所有者等に対して非農地通知書を発出し、当委員会で管理している農地台帳から除外し、農地として取り扱わないこととするものでござ

います。

今回報告する土地は、９月 11 日から９月 25 日に調査した農地のうち、非農地と判断された土地、計 137 筆、面積、約 19.9ha でございます。別冊の農地調査写真とともに御覧ください。

遊休農地１～９番　番号１番から９番までは、市川・下長地区で、９月 11 日に在家委員、木村弁一委員、木村愛佳委員により現地を調査した土地です。

遊休農地 10～24 番　番号 10 番から 24 番までは、上長、豊崎地区で９月 14 日に加藤委員、上村委員、山下委員により現地を調査した土地です。

遊休農地 25～53 番　番号 25 番から 53 番までは、館地区で９月 15 日に寺沢委員、三浦勝浩委員、山田委員により現地を調査した土地です。

遊休農地 54～75 番　番号 54 番から 75 番までは、是川地区で９月 16 日に馬場委員、齋藤委員、下舘委員により現地を調査した土地です。

遊休農地 76～94 番　番号 76 番から 94 番までは、大館地区で９月 17 日に阿達委員、梅津委員、橘委員により現地を調査した土地です。

遊休農地 95～118 番　番号 95 番から 118 番までは、南浜地区で９月 18 日に松橋委員、磯嶋委員、岩崎委員により現地を調査した土地です。

遊休農地 119～128 番　番号 119 番から 128 番までは、南郷島守地区で９月 24 日に外舘委員、谷川委員、松石委員により現地を調査した土地です。

遊休農地 129～137 番　番号 129 番から 137 番までは南郷中沢地区で９月 25 日に森光男委員、村上委員、森庄次郎委員により現地を調査した土地です。

以上、御説明いたしました土地は、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができない等、農業上の利用増進を図ることが見込まれない農地であると、担当された委員の皆様から御判断いただきました。

なお、今回非農地と判断された土地については、農地台帳上、非農地として整理されますが、法務局の登記簿上の地目については、所有者が法務局にて、地目の変更申請を行う必要があることを申し添えます。

最後になりますが、今回調査を担当されました農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様、お忙しいところ御参加いただきありがとうございました。

	引き続き、よろしくお願いいたします。 以上、説明を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑等ございませんか。
	（なしの声あり）
会長	御質疑等なしと認めます。 以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。
	（その他）
会長	以上をもちまして、総会を閉会いたします。
	（閉会午後３時 21 分）